

随意契約理由書

件 名	雑穀類	
契約の相手方	朝日屋商店	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
<p>随意契約の理由</p> <p>動物園における飼料は、飼育動物の多様性・特殊性のため、一般市場では見かけることのない特殊なものが多い。動物が食べる量に関しても、四季の変化や寒暖、風雨などの気象条件の変化、及び成長、繁殖時期等によって大きく変化するため定期的な供給はできない。また、当園には、飼料の品質を保ちながら多量にストック出来る倉庫もなく、建設できる敷地も現在確保出来ない。このため、動物の状態や環境の変化などに合わせながら、必要に応じて必要な量をすぐに納入出来なければならない。しかも、多量にストックすることができないので、少量ずつを頻繁に納入でき、業者自身も王子動物園の在庫を把握しておく必要がある。緊急時に対応できるように動物園に近く、定休日でも連絡可能な業者が望まれる。本件雑穀類の納入についても、対応可能な業者は、上記業者のみであるため、随意契約を行なうものである。</p>		
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	建設局王子動物園 運営係	(電話番号 861-5624)